

山口市清掃工場包括運営委託
実施方針等に関する質問への回答書

(令和6年11月29日公表)

N0.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答
1	実施方針	14	別紙1 業務区分 運転管理 搬入管理	「処理可否の判断、搬入禁止物、不適物の指導」について、本市・受託者の双方に区分が割り振られておりますが、受託者は一次対応であり、受託者で対応が困難な場合の最終的なご判断やご指導は貴市にてご対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。(要求水準書(案)17頁 第2章 第3節 4.(4)⑤も同様)	関係法令に基づき、市の責任における範囲については、市の業務区分と考えています。
2	実施方針	15	別紙1 業務区分 住民対応 住民説明	「住民からの質問・苦情に対する説明等(初期対応、必要な支援)」について、受託者の区分となっておりますが、初期対応、必要な支援とは具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。	搬入時において、住民の方からのごみの分別や接遇等に関する質問・苦情対応が想定され、必要に応じて、市への情報提供を行っていただくことが考えられます。
3	実施方針	16	別紙2 リスク分担表 共通 住民合意	「運営計画の不備等により住民よりクレームがあった場合」について、受託者の分担となっておりますが、受託者の責めに帰すべき事由により発生した場合と理解してよろしいでしょうか。	運営計画の不備によらないクレームについては、受託者の責によらない場合も想定されますが、運営計画の不備そのものは受託者の責によると考えられます。

N0.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答
4	実施方針	1 6	別紙2 リスク分担表 運営維持管理段階 維持管理運営コスト増大・運営停止によるごみ処理量未達	「搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（民間事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大リスク」について、受託者の分担となっておりますが、民間事業者の注意義務違反とはどのような事象を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	実施方針及び要求水準書（案）により、思料してください。
5	実施方針	1 6	別紙2 リスク分担表 運営維持管理段階 維持管理運営コスト増大・運営停止によるごみ処理量未達	「その他維持管理運営不備によるコスト増大リスク」について、受託者の分担となっておりますが、“その他”とは受託者の責めに帰すべき事由により発生した場合と理解してよろしいでしょうか。	”その他”とは前掲のリスクを除く広範な事象を意味しており、その中で維持管理運営不備によるコスト増大は受託者の責によると考えられます。
6	実施方針	1 6	別紙2 リスク分担表 運営維持管理段階 施設損傷	「事故、火災等による修復等にかかるコスト増大リスク」について、受託者の分担となっておりますが、受託者の責めに帰すべき事由により発生した場合と理解してよろしいでしょうか。	事故、火災が生じる原因は、受託者の責によらない場合もあり、負担者については、その原因となる帰責事由によることとします。

N0.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答
7	実施方針	16	別紙2 リスク分担表 運営維持管理段階 契約不適合責任	「契約不適合責任に係るリスク（民間事業者が施工企業の場合）」について、受託者の負担となっておりますが、“契約”とは本業務の契約を指すものと理解してよろしいでしょうか。 その場合、本施設の施工契約における契約不適合期間は、既に終了していることから、施工企業のみ本契約の契約不適合リスクを負わせるのは公平性に欠けると思料します。ご再考いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。 募集要項等の作成に向け、検討します。
8	実施方針	16	別紙2 リスク分担表 運営維持管理段階 技術革新	「技術の陳腐化による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト増大」について、受託者が分担となっておりますが、貴市が主分担としてご再考いただけますでしょうか。 （本施設は1998年の竣工から約25年経過しており、経年劣化や技術の陳腐化に起因する設備更新や新技術を採用する可能性が高いと考えられますが、本事業の受託者がその更新コストを負担することは困難と考えられます。）	ここでの技術革新リスクは、陳腐化した施設・設備を継続使用するよりも更新等することで、追加投資を含めても事業期間中の経費を抑制できる場合の追加投資に要すコストを想定しています。なお、通常の修繕は更新等に含まれません。

N0.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答
9	要求水準書 (案)	3	第1章 第7節 3 契約適合検査要領書	「あらかじめ「契約適合検査要領書」を本市に提出すること」とありますが、契約適合検査を行う前に要領書を提出すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 契約適合検査要領書の詳細については本市と受託者の協議により決定することとします。
10	要求水準書 (案)	3	第1章 第7節 4 契約適合確認の基準	「契約不適合責任期間における、契約適合確認の基本的考え方」をお示しいただいておりますが、本業務開始当初の性能・状態等を基準として契約適合確認が行われると理解してよろしいでしょうか。 また、運営事業開始後における契約適合確認の詳細な基準の策定方法と、運営事業終了前における契約適合確認の詳細な方法についてご教示いただけますでしょうか。 (要求水準書(案)20頁 第2章 第3節 16.(1)、同27頁 第2章 第3節 28.(1)①～⑥も同様)	契約適合確認が行われる基準は、包括運営委託契約の締結から本業務開始までに、本市及び受託者で確認・合意した性能・状態とします。 なお、要求水準書(案)において「基本性能の維持」「業務開始時点の性能」が混在しており、また両者の定義がいずれも上記における契約適合確認が行われる基準に合致していないことから、要求水準書においては、記載内容を改めます。 また、契約適合確認の詳細な基準及び運営事業終了前における契約適合確認の詳細な方法については、本市と受託者の協議により決定することとします。
11	要求水準書 (案)	11	第2章 第1節 6 (3) 焼却灰量	返却灰量の年間量の記載がありますが、返却灰とは「実施方針 14頁 別紙1 業務区分 副生成物」に記載の”返却異物”のことと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

N0.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答
1 2	要 求 水 準 書 (案)	1 2	第2章 第2節 7 (1)	「自らが実施する環境・施設モニタリングの結果をもとに」とありますが、環境管理の測定は貴市所掌であることから、測定結果（データ等）についてはご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1 3	要 求 水 準 書 (案)	2 0	第2章 第3節 1 5 (1) ②・⑥	②第2種ボイラー・タービン主任技術者および⑥第3種電気主任技術者は、貴市からの有資格者の配置はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1 4	要 求 水 準 書 (案)	2 7	第2章 第3節 2 8 (1) ⑤	「受託者は「第2章 第3節 1 9.環境管理」に示す内容・方法の・・・引渡し時の保証値確認のために使用してもよい」とありますが、環境管理の測定は貴市所掌であるため、引渡し時の確認も貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書の作成に向け、検討します。
1 5	要 求 水 準 書 (案)	2 7	第2章 第3節 2 8 (2) ②	「受託者が修正・更新及び作成した運転管理マニュアル等の所有権は本市に帰属するものとする」とありますが、受託者のノウハウに関わるものについての所有権は受託者に帰属するものとしていただけないでしょうか。	運転管理マニュアル等については、本市が従来から使用しているものと、本業務で受託者が作成したもの、いずれも本業務終了後の運営において活用することを想定しています。 そのため、運転管理マニュアル等の所有権

NO.	書類名	頁	項目等	質問内容	回答
					は原則として本市に帰属するものとします。 なお、受託者が著作権の保有を希望するものについて、著作権の帰属先及び本業務終了後の取扱いに関しては、本市と受託者の協議により決定することとします。